

学生の正課中における災害事故対策のアンケート集計

—国大協第4常置委員会—

昭和48年9月

1. 回答大学 76

大学の意見として回答

部局別に回答

大学	賛成	保留
73	68	5
3	24	4

2. アンケートに対する意見

- (1) 課外活動中の災害事故についても配慮願いたい
- (2) 学外における実験・実習を含ませる
- (3) 「正課中」の解釈を幅広くする
- (4) 適用範囲の拡大

内訳（項目の集計）

- 研究生
- 聴講生
- 専攻科学生
- 別科生
- 外国人研究生
- 専修生
- 附属学校・園の園児・児童・生徒
- 選科生
- 奨励研究生・研修員
- 研修生
- 外国人留学生

大学	部局
8	5
2	5
2	1
8	6

5	3
5	2
3	2
1	
1	1
	1
1	
1	
1	
1	

- (5) 全額国庫負担とする
- (6) 国の強力な財政援助を要望する
- (7) 早急な実現を期待する
- (8) 掛金が低額になるように
- (9) 被加入団体

大学	部局
	3
5	6
8	3
3	2

- i.) 学校安全会またはこれに類するもの
- ii.) 別個の法人組織

2	
1	

(10) 加入方式

- i.) 全員加入
- ii.) 学部単位加入
- iii.) 任意（考慮してほしいものを含む）加入
- iv.) 大学全体として加入

1	1
1	
3	1
1	

(11) その他

A 大学

A 部局 大学における学生数および災害事故の規模などから保険制度で十分な補償が行ない得るか疑問である。

B 部局 死亡ならびに後遺症に対する補償金は見舞金の範囲をこえた真の補償金の額に見合うことが望ましい。

B 大学

I 災害事故対策の基本方針3)に「国に対しても財政的援助を要請する」とありますが、この意味合いはどのようなものに援助を要請するのかもう少し具体的に知りたい。例えば、互助制度などの運営費の援助かあるいはその制度の掛金の援助か、または災害事故にあったものに対する援助（見舞金等）等を意味しているのですか。

C 大学

A 部局 附属病院をもつ大学では特別な学内措置がとられていて後遺

症の場合を除いては問題が少ない。しかし他の大学では制度化の必要性は強いと思われる。

B 部局 概ね賛成。教官の指示に従って学生が単独で実験等を行なった場合についてどう考えるか明確にする必要がある。

C 部局 基本的に賛成。正課中の災害事故に限ることにも賛成であるが、その場合、大学における正課中の事故発生率についての具体的データに基づいて掛金率を定めるよう交渉することが必要であろう。とくに後遺症の保障に重点をおく必要がある。

D 大学

A 部局 I-1) について貴委員会での基本方針は対象を正課中における災害事故に限定するとしておられるが、正課範囲については、これを明確に定義しておく必要があると思われる。

E 大学

保留： ① 判断すべき資料不足  
② 国大協での討議経過と論点を示してほしい  
③ 学生事故の実態についての全国的調査データを提示してほしい

F 大学

災害事故対策としては当然設備の充実、人員等の適切な配置を必要とするであろう。互助制度の制定等に際しては学生の意向が反映されることが必要と考える。

G 大学

実施にあたっては下記のことを留意されたい。

- 教官の責任範囲または免責事項について考慮すること
- 死亡・廃疾のさいの特別補償

H 大学

同一学部においても実験・非実験の性格に伴って援助額の割合を考

慮されたい。

I 大学

賛成ではあるが内容が具体的にってから検討する。

J 大学

- 1 対象が正課中の災害となっているがこの適用の範囲をどこにまで及ぼすか。(学校安全会においては、学校の指導下にあると考える課外活動、通常の経路における登下校中の事故についても保障の対象としている。)
- 2 実際の対象となる学生がこの基本方針に対しいかなる反応を示すかの予測。

上記についてはご検討ずみのことと思いますが、実現にうつされる際の配慮されるべきこととして。

K 大学

対象学生が極めて少数のように見受けられるので保留。